

障害者雇用を促進するための制度

障害者の雇用義務制度や納付金制度を規定する **障害者雇用促進法(正式名称:障害者の雇用の促進等に関する法律)**は **労働法** のひとつです。

目的は障害者の雇用の確保と安定(差別の禁止を含む)で、対象は**障害者と事業主**です。

障害者の雇用義務制度と法定雇用率 (お問い合わせ先: ハローワーク)

■従業員 50 人以上の事業主は、従業員の **2.0%**に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。

※障害者雇用率制度の算定対象となる障害者は、身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者保健福祉手帳を持つ精神障害者です。

■平成 30 年 4 月 1 日から**法定雇用率が 2.2%に引き上げになります**。対象となる事業主の範囲も **45.5 人以上**に広がります。さらに、平成 33 年 4 月までに **2.3%**になることが決まっています。

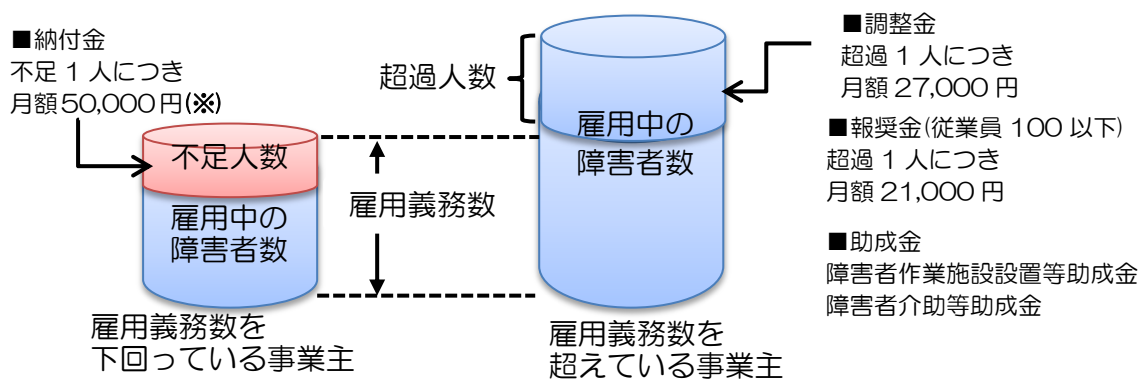
※短時間労働者(週の所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満)は法定雇用率の算定において 0.5 カウントとなりますが、**精神障害者に関する特例**があります。

■雇用義務を履行しない事業主は、ハローワークから「雇入れ計画作成命令」などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合は「企業名が公表」されます。

障害者雇用納付金制度

(お問い合わせ先・**納付手続き**: 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部 022-361-6288)

雇用中の障害者数が雇用義務数を下回っている事業主(従業員 100 人超)は、不足する人数に応じて **障害者雇用納付金** を納める必要があります。



※【従業員 100 人超 200 人以下の事業主に対する特例】平成 27 年 4 月から 32 年 3 月まで月額 40,000 円

納付金を財源に、雇用義務数を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給しています。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主の負担の公平を図ることが目的です。雇用率未達成への罰金的な性格のものではありません。